

サービスの種類	番号	売上（収入）金額							又は割合（％）	
		千	百	十	億	千	百	十		万
⑦不動産事業の収入									金額で記入してください。	
住宅賃貸サービス	8					2	0	0		0,000
住宅賃貸サービス（旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含む。）										
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	9									0,000
非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。）										
各種団体・組合における賦課金・会費収入	13								0,000	
各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス										
寄付金、補助金、運営費交付金等	14								0,000	
寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入										

学校向け 学校から委託を受け、継続的に生徒・教職員などに調理した飲食料品を提供するサービス	4	ア	3	5	0	0	0	0.000
	寄付金、補助金、運営費交付金等							
寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入	14	イ	8	5	0	0	0	0.000

事業別 内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	住宅賃貸サービス	8	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス （収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	9	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス （収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。） 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの） ×スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	10	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
⑱ サービス事業の収入 （学術研究、専門・技術）	フランチャイズ運営サービス（関連する商標の使用許諾サービスを含む）（国内向け）	11	ロイヤリティ等を対価として、フランチャイザーが国内のフランチャイジーに提供する商標の使用、ノウハウの利用、経営指導等のサービス 【内容例示】 ×著作権等管理サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
	フランチャイズ運営サービス（関連する商標の使用許諾サービスを含む）（国外向け）	12	ロイヤリティ等を対価として、フランチャイザーが国外のフランチャイジーに提供する商標の使用、ノウハウの利用、経営指導等のサービス 【内容例示】 ×著作権等管理サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
⑲ 上記以外のサービス	各種団体・組合における賦課金・会費収入	13	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「14 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「14 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当
	寄付金、補助金、運営費交付金等	14	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 【内容例示】 ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 注：会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上（収入）金額」に含めませんので、「14 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。

令和5年1月から2月まで改装のため休業

- 令和5年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。